

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 ISビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

事務ミスをなくす「仕組み」とは

企業の事務ミスに対する関心は非常に高まっています。その理由としては、

- ① ICTの発達により些細なミスが企業の致命傷になる時代になっていること
- ② 仕事の個人化が進んだことで、ミスがないか組織としてチェックする機会がほとんどないこと

ということが挙げられます。

一方で、ミスの発生原因は昔からほとんど変わっていません。それは納期に追われている、いつもと違うやり方が求められた等、イレギュラーな仕事の進め方をしてしまった時です。では、具体的にどうすればミスを減らせるのか、3つのパターンのミスを改善・防止する仕組みをご紹介します。



1. うっかりミス→【防止策】同時進行ではなく、1つずつ業務を完了させること。

業務が混同せず頭を切り替える必要がありません。また誰かに引継ぐ際も丸ごとすぐに引渡しができ、仕掛中の状態の細かな説明が不要です。

2. コミュニケーションに関するミス→【防止策】図表でコミュニケーションすること。

図表にすることで情報を整理した状態で正しく伝えることができ、直感的かつ総合的に相手に伝えられます。

3. 労働環境に関するミス→【防止策】整理整頓し、情報はデータで保管すること。

PC内に「1フォルダ×1ファイル」で保管することにより、取り違えるリスクがなくなり、常に最新のものがわかり、必要なものを検索してすぐに取り出すことができます。

本当に大切なことは、「仕事の質を上げること」です。「仕事の質」に深くかかわっている業務については、多少時間がかかってもミスをなくす仕組みを検討してはいかがでしょうか。

【企業実務より】

職場のトイレにも法令が関係する？

職場のトイレが男女共同のトイレのみで、男性用女性用に分かれていない、ということはないでしょうか？特に男性が多い職場では、男女共同のトイレしかない、もしくは男性用のトイレしかないということがあつたようです。

女性の雇用を進めようとしても、このような環境では、女性は職場に定着しません。それだけではなく、実はトイレの設置状況にも、法律が関係しています。

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則の第628条には下記のように定められており、男性用のトイレ、女性用のトイレに分かれていない場合、法令違反となります。



(便所)

第六百二十八条 事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

- 一 男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
- 三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
- 四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。

女性が働きやすい会社を目指し、まずトイレの見直しをしてみてもはいかがでしょうか！

【産業保健新聞より】